

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三五
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三五

### 公 告

- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三五
- 大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定により変更の届出があった件 三五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三五

## 告 示

### 福島県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年五月八日から平成十九年九月七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ワンダーグーいわき鹿島店 いわき市鹿島町走熊西反町十二番一ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前)(仮称)ワンダーグーいわき鹿島店  
(変更後)ワンダーグーいわき鹿島店

- 三 変更した年月日  
平成十八年十二月二十一日
- 四 届出年月日  
平成十九年四月二十四日
- 五 届出をした者  
株式会社ワンダーコーポレーション

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第三百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月八日から同年六月八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
昭栄福島ショッピングセンター 福島市太田町十三番四号
  - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第三百四十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
816	混合有機質肥料	混合有機 540 特号	5.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成22年5月27日

格のとおり。

(農業総合センター)

福島県告示第三百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、猪苗代町土地改良区から平成十九年三月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年四月二十七日認可した。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西会津町土地改良区から平成十九年三月三十日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年四月二十七日認可した。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

公 告

公告第二百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、次のとおり変更する旨の届出があった。なお、当該届出及びその添付書類を平成十九年五月八日から同年九月十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリHC安達店 二本松市油井字下谷地三番地ほか

二 変更しようとする事項

1 交通に係る事項

(変更前)

(一) 商品等の搬出入車両の経路について

商品等の搬出入車両の経路については、市道福岡大窪線に面した出入口から右折入庫し県道二本松安達線を北上する経路と、県道二本松安達線に面した出入口

から右折入庫し市道を東進する経路が計画されている。

(二) 搬出入車両に係る歩行者等への安全対策について

歩行者等への安全対策が講じられていない。

(変更後)

(一) 商品等の搬出入車両の経路について

変更前の(一)については、商品等の搬出入車両の経路を変更する(別紙図面のとおり)。

(二) 変更前の(二)については、通勤通学時間帯を避けて搬出入を行うとともに、搬出入に際し車両運転手に対して十分な安全運転の意識を徹底させる。また、荷さばき施設に常駐している荷さばき検収員が周辺状況を確認の上、県道及び市道の交通量が著しく増加した時は、搬出入時における交通整理を行う。

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時から午後八時まで

(変更後) 午前六時から午前七時まで及び午前九時から午後九時まで

届出年月日

平成十九年四月二十四日

届出をした者

株式会社コメリ

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(農工総務領域商業まちづくりグループ)

公告第二百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

下郷町土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡部 芳春 南会津郡下郷町大字豊成字倉六三二番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成十九年五月八日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

郡山市田母神土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

理事 平栗 一男

郡山市田母神字矢内作三三番地

同 上遠野 元

市田村町田母神字黒森三番地

同 中畑 忠孝

市田村町田母神字松ノ木三三番地

同 遠藤 武房

市田村町田母神字新屋敷七五番地

同 遠藤 正康

市田村町田母神字新屋敷三六番地

同 中畑 元

市田村町田母神字松ノ木八一番地

同 植田 稔

市田村町田母神字堀ノ内六一番地

同 田母神 一二

市田村町田母神字北向四五番地

同 小島 七郎

市田村町田母神字南ノ内五八番地

同 小島 年春

市田村町田母神字中井三五番地

同 先崎孝太郎

市田村町田母神字赤坂三三番地

同 松岡 一孝

市田村町田母神字矢内作九番地

同 須藤 幹雄

市田村町田母神字姉屋二二三番地

同 有馬 善夫

市田村町田母神字馬場九六番地

同 吉田 秀吉

市田村町田母神字黒甫一九九番地

同 富永 健一

市田村町田母神字姉屋九三番地

同 渡邊 武仁

市田村町田母神字平内一九番地

同 植田 光正

市田村町田母神字黒甫三三五番地

就任した役員

役員 氏名

住所

理事 平栗 一男

郡山市田母神字矢内作三三番地

同 中畑 忠孝

市田村町田母神字松ノ木三三番地

同 遠藤 武房

市田村町田母神字新屋敷七五番地

同 田母神 一二

市田村町田母神字北向四五番地

同 植田 稔

市田村町田母神字堀ノ内六一番地

同 遠藤 正康

市田村町田母神字新屋敷三六番地

同 小島 七郎

市田村町田母神字南ノ内五八番地

同 松岡 一孝

市田村町田母神字矢内作九番地

同 渡邊 武仁

市田村町田母神字平内一九番地

同 小島 年春

市田村町田母神字中井三五番地

同 須藤 幹雄

市田村町田母神字姉屋二二三番地

同 先崎孝太郎

市田村町田母神字赤坂三三番地

同 有馬 善夫

市田村町田母神字馬場九六番地

同 吉田 秀吉

市田村町田母神字黒甫一九九番地

同 上遠野 大吉

市田村町田母神字黒森三番地

同 富永 健一

市田村町田母神字姉屋九三番地

同 同

植田 渡邊

光正 喜藏

同 同

市田村町田母神字黒甫三三五番地  
市田村町田母神字宮ノ前七六番地

(農村整備領域農村計画グループ)